

令和5年4月25日  
電設協発5第59号

支部長  
団体会員 代表者 各位

(一社) 日本電設工業協会  
専務理事 藤原 健朗

## 適切な工期設定および契約変更

### 並びに「働き方改革関連法」の遵守に向けた要請活動についてお願い

平素は、当団体の活動にご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

一昨年来、建設資材の急激な価格高騰や納期遅延など契約締結段階では想定されていない事情により、当初契約に定める請負金額や工期では、工事施工が困難となる状況が多発しており、特にそれらの状況の変化が大きいにもかかわらず、価格や工期について適切な見直しがなされず、後工程を担う我々設備関係業者に『しわ寄せ』が生じている現状から、今後の事業継続性が危惧されるような事態も生じているところです。

また、令和6年4月からは、働き方改革関連法の施行により、建設業におきましても、時間外労働の罰則付き上限（原則、月45時間かつ年360時間）が適用されます。設備工事業としましても、長時間労働の是正のため生産性向上、業務効率化に向けた取り組みを進めてまいりましたが、現状では、改正労働基準法の特別条項による上限の達成も難しい状況にあります。これらの課題対処については、我々の努力のみならず、他のパートナーや発注者を含めた工事関係者等の理解と協力を得て取り組んでいく必要があります。

去る3月に開催致した理事会にて承認された「令和5年度事業計画」において上述の課題に対しては、我々の努力のみならず発注者を含めた業界全体でこれらの課題を乗り越え『持続可能な新たな業界を』と進めていくとし、同じく設備工事を担う日本空調衛生工事業協会と共に要請活動を行うとともに、当協会の各支部および各都道府県の団体会員による地域活動と歩調を合わせ一丸となって本要請活動を展開し、これらの課題解決に向けた行動を加速させ展開していきたく、会員各位のご理解ご協力をいただきますようお願い申し上げます次第です。

つきましては、参考「本部の動き」にある 要請書（＝公的発注機関や建設関係団体に提出した『適切な工期設定及び契約変更並びに「働き方改革関連法」の遵守に向けたお願い』）をベースに、各支部、団体会員が実施されている工事発注機関、建築業界団体等との意見交換会等において各地域個々の抱える問題も含め要請活動を行っていただきたく、お願いいたします。

以 上

## 本部の動き

### 1. 記者会見で共同表明

当協会の山口博会長は、共通の課題を抱える日本空調衛生工事業協会（日空衛）の藤澤一郎会長と2023年3月30日、共同記者会見を開催した。



2023年3月30日の共同記者会見



電設協 山口会長(左) と 日空衛 藤澤会長(右)

この会見で、山口会長より「一昨年来、建設資材の急激な価格高騰や納期遅延など契約締結段階では想定されていない事情により、当初契約に定める請負金額や工期では、工事施工が困難となる状況が多発、特にそれらの状況の変化が大きいにもかかわらず、価格や工期について適切な見直しがなされず、後工程を担う我々設備関係業者に『しわ寄せ』が生じている現状から、今後の事業継続性が危惧される」とし、こうした課題を乗り越え『持続可能な新たな業界を』とする同じ視点を持つ両団体が共同で要請活動を行うことを表明した。

また、藤澤会長からは、今回のキーワードとして「後工程」を挙げ「設備工事を手掛けるわれわれは、業種が違って同じ後工程となり工期のしわ寄せを受け、それが設備の宿命でもあると受けとめてきたが、上限規制が1年後に迫り変えなければならない。完全4週8閉所、1カ月に最低8日休める業界にしたい思いは同じであり、そこを訴えたいと強く語った。

### 2. 公的発注機関や建設関係団体への共同要請の内容

この記者会見開催後、両会長は、公共発注機関や建設関係団体に出向き、次の要請事項の理解と協力をお願いすることとした。

#### 適切な工期設定と契約変更に関する事項

- (1) 公共工事標準請負契約約款及び民間工事標準請負契約約款に規定されている請負代金額の変更規定の尊重
- (2) 総合建設業者への一括発注の場合に後工程を担う設備工事業者に想定外の経費負担が課せられることのないよう、仕様や工事計画の変更に対応した工期を含む契約内容の見直し
- (3) 適正な工期の設定及び工程遅延が生じた場合の工期延長を含む契約内容の見直し
- (4) 国土交通省から発出されている経済社会状況の変化に応じた適正な請負代金の設定や適正工期の確保についての文書の尊重

### 働き方改革関連法の順守に向けた事項

- (1) 完全週休二日制（可能な場合は、完全4週8閉所）が実現可能な工期の設定（この場合、休日が増えても日給制の多い建設技能者にとって所得減とならないようご配慮をお願いいたします。）
- (2) 改正労働基準法の時間外労働の上限（月45時間かつ年360時間）に向けた工期の確保
- (3) 設計仕様の早期設定と変更期限の遵守
- (4) 想定外の事情による工程遅延が生じた場合の工期延長も含む契約内容の見直し
- (5) 各種会議、打ち合わせを定時時間内に行える体制整備
- (6) 朝礼、打ち合わせへのローテーション参加及リモート参加の容認

### 3. 本部による

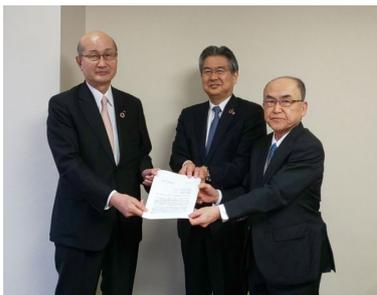
#### 訪問要請先

- 4月19日 （一社）日本建設業連合会（日建連）、電気事業連合会（電事連）と送配電網協議会
- 4月20日 （一社）全国建設業協会（全建）
- 4月24日 国土交通省 大臣官房官庁営繕部、（一社）日本ショッピングセンター協会
- 4月25日 防衛省 整備計画局

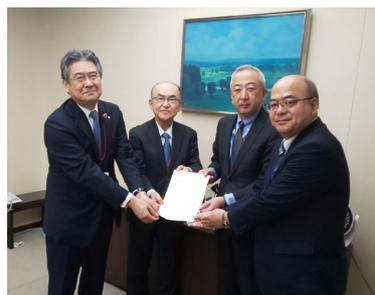
（今後の予定）

（一社）不動産協会、（一社）日本民営鉄道協会、日本チェーンストア協会 等

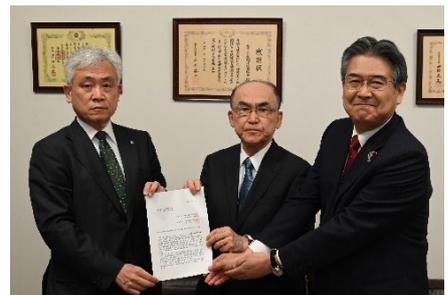
～各訪問先で要請書を手渡す～



日建連 宮本会長(左)



電事連 右から平岩送配電網協議会理事、  
早田電気事業連合会専務理事



全建 奥村会長(左)

### 4. 提出「要請書」

（下記をクリックしてください）

[各訪問先へ提出した要請書（初日訪問先の日建連に提出した要請書）](#)